

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年10月28日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	1号機におけるドレン配管の誤接続に伴うトリチウムを含む水の放出をふまえ、配管の接続誤りの有無を調査していたところ、これまでに計3回、配管の誤接続により、再生水補給水系および復水補給水系の水がスチームドレン系に流入し、トリチウムを含む水を放水口より海に放出したことを確認した。放水口から放出した水に含まれる放射エネルギーは、保安規定に定める年間の放出管理の基準値より十分に低い値で、外部への放射能の影響はないと考えている。今後、再生水補給水系および復水補給水系の水がスチームドレン系に流入しないよう、系統分離を行うと共に、引き続きトリチウムを含む水の放出について調査を行う。	As	10月28日公表済み

区分 : 該当なし

その他 : 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	工具管理センターの絶縁抵抗計校正時、管理値外れ(1台)が認められたため、影響評価を行うと共に当該絶縁抵抗計を点検修理。	D	
2	1号機	サービス建屋プロセス計算機室空調機(A)において、異音(ジャリジャリ音)が認められたため、当該空調機を点検。	D	
3	1号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備において、清水膨張タンク補給水弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	D	
4	1号機	原子炉再循環ポンプ(A)電動機巻線温度において、指示値不良(V相が高く指示)が認められたため、原因を調査。	D	
5	1号機	サービス建屋プロセス計算機室空調機(B)において、冷媒の温度が高くなり停止する事象が認められたため、当該空調機の室外機を点検。(復旧済み)	D	
6	2号機	原子炉再循環ポンプ電動機軸受けの予備品点検時、スラストメタルに傷が認められたため、当該予備品を補修。	D	
7	3号機	復水ろ過装置(E)塔の再生工程において、カチオン樹脂計量異常警報が発生し停止する事象が認められたため、原因を調査。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉の停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ

電話 0240-30-7802